

春日井市民病院地域医療連携ネットワークシステム運用細則

春日井市民病院地域医療連携ネットワークシステム（以下「Tri-netかすがい」という。）利用規約（平成29年6月1日施行）第17条の規定に基づき、運用細則を次のように定める。

1 利用医療機関の登録について

利用を希望する施設の代表者は、Tri-netかすがい登録申請書（第1号様式）の内容を理解及び同意の上、記名押印又は署名することにより、Tri-netかすがいの適正利用及び患者の個人情報保護について誓約するものとする。

2 利用医療機関管理責任者の申請について

(1) 利用を希望する施設の代表者は、Tri-netかすがいの利用者の代表としてTri-netかすがい利用医療機関管理責任者申請書（第2号様式）を統括責任者へ提出するものとする。

(2) 利用医療機関管理責任者に変更が生じたときは、Tri-netかすがい利用医療機関管理責任者申請書を統括責任者へ提出するものとする。

3 接続申込について

(1) 利用を希望する施設及び接続端末の増設を希望する施設の利用医療機関管理責任者は、Tri-netかすがい接続申込書（第3号様式）を、統括責任者へ提出するものとする。

(2) 統括責任者の承認後、システム管理者が指定する者が、設置及び動作確認のため、医療機関を訪問する。なお、医療機関IDはその際手交するものとする。

4 利用者の申請について

(1) 利用医療機関管理責任者は、当該利用医療機関における利用者を登録するため、Tri-netかすがい利用者申請書（第4号様式）を統括責任者へ提出するものとする。

(2) 統括責任者の承認後、システム管理者は、ユーザID及び仮パスワードを発行し利用者に交付する際、本人への手交等、第三者への漏えい防止手段を講じなければならない。

5 パスワードの再発行について

(1) パスワードの再発行は、利用医療機関管理責任者から、再度、Tri-netかすがい利用者申請書を提出し、統括責任者の承認を経て、再発行するものとする。

(2) システム管理者は、仮パスワードを利用者に交付する際、本人への手交等、第三者への漏えい防止手段を講じなければならない。

6 利用者の削除について

利用医療機関管理責任者は、利用者を削除しようとするときは、Tri-netかすがい利用者申請

書を統括責任者へ提出するものとする。

7 患者からの同意取得について

- (1) 利用医療機関管理責任者及び利用者は、Tri-netかすがいを利用して患者情報を閲覧する際は、第5号様式等に基づき患者にその内容を説明し同意を得なければならない。患者からの同意取得については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成29年4月14日個人情報保護委員会・厚生労働省）」により、院内掲示を行うものとする。
- (2) 利用者は、春日井市民病院医療連携ネットワークシステム利用規約第12条第1項第3号の規定により患者の診療情報を閲覧しようとするときは、Tri-netかすがい同意書（第6号様式）により患者の同意を得て、統括責任者へ提出するものとする。統括責任者の承認後、閲覧することができる。
- (3) 利用者は、患者から同意が得られない場合は、患者からTri-netかすがい不同意書（第7号様式）の提出を受け、統括責任者へ提出するものとする。
- (4) 統括責任者は、患者からTri-netかすがい不同意書が提出された場合は、患者の指定する医療機関に対し、当該患者情報を閲覧することができないよう接続を遮断しなければならない。
- (5) 利用医療機関管理責任者は、接続が遮断された後に患者の申し出により閲覧が承認された場合は、ネットワーク不同意撤回書（第8号様式）の提出を受け、統括責任者へ提出するものとする。
- (6) 統括責任者は、患者からTri-netかすがい不同意撤回書が提出された場合は、患者の指定する医療機関に対し、当該患者情報を閲覧することができるよう接続するものとする。

8 利用時間について

- (1) Tri-netかすがいによる患者の診療情報は、利用者がいつでも閲覧することができる。ただし、メンテナンス等のため、閲覧できない場合がある。
- (2) Tri-netかすがいによる外来診察及び機器共同利用の予約は、利用者がいつでも行うことができる。ただし、予約は2診療日前までに行わなければならない。また、メンテナンス等のため、予約できない場合がある。

9 閲覧期間の延長について

- (1) 利用医療機関の代表者は、閲覧期間を延長する場合は、Tri-netかすがい閲覧延長申請書（第9号様式）に必要事項を記入の上、統括責任者へ提出する。
- (2) 延長の期間は、統括責任者が承認した日から1年間とする。

10 平成29年5月31日以前の診療情報の閲覧について

利用医療機関の代表者は、平成29年5月31日以前の診療情報の閲覧を希望する場合は、Tri-netかすがい公開線上申請書(第10号様式)を統括責任者へ提出する。統括責任者が承認した日から、公開情報は線上され閲覧できるものとする。

11 利用医療機関登録の解除について

- (1) 利用医療機関登録を解除する希望の施設の代表者は、Tri-netかすがい登録解除申請書(第11号様式)を統括責任者へ提出する。
- (2) 統括責任者の承認後、システム管理者が指定する者が、アンインストールのため医療機関を訪問する。また、利用医療機関管理責任者及び利用者の登録も削除する。

12 注意事項について

利用医療機関管理責任者及び利用者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) Tri-netかすがいの利用期間は1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、統括責任者又は当該利用医療機関のいずれからも異議の申し出がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。
- (2) Tri-netかすがい内の情報で著作権その他の知的財産権が帰属している情報については、著作権法その他の法令の趣旨に従い、権利侵害や法令違反を生ずるような使用及び保管その他の行為を行ってはならない。
- (3) 利用医療機関管理責任者又は利用者が、暴力団関係者若しくはその他の反社会的勢力であることが判明した場合又は自ら若しくは第三者を利用して、業務妨害、詐術、暴力的又は脅迫的な言辞を行った場合は、統括責任者は、利用医療機関管理責任者の承諾を得ないでTri-netかすがいの利用を遮断することができる。この場合において、当該利用医療機関責任者又は使用者は、統括責任者に異議申立を行うことはできないものとする。また、それにより発生した一切の損害は、自らが負うものとする。

附 則

この細則は、平成29年6月1日から施行する